

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

能代市長 齊藤 滋宣

市町村名 (市町村コード)	能代市 ( 05202 )
地域名 (地域内農業集落名)	榊地区 ( 機織、仁井田、田屋、塩干田、大内田、坊ヶ崎、長崎、出戸、橋中、養蚕、中川原、淳城 )
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年1月30日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・後継者が不明、いない農地が多い。
- ・稲作から畑作への転換が難しい。
- ・集落ごとの農地区分が難しい。
- ・ほ場整備計画区域に所有者不明農地が多い。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・中心経営体の現経営地周辺の農地の集積を進める。
- ・経営規模の拡大と作業の効率化が図られるよう、基盤整備区域を中心に団地化を進める。
- ・耕作放棄地を解消する。
- ・規模拡大を目指す個人経営体が協力して法人を立ち上げ、法人経営体に集積・集約する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	397 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	319 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

- ・農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる農用地とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・圃地区ではほ場整備を契機に新規法人を立ち上げ、集積・集約する。 ・圃地区その他では入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを促進することにより対応していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・地域の農地所有者は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・担い手の分散錯圃を解消するため利用権を交換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。 ・毎年行われる話し合いを農地の所有者にも周知し、耕作が困難な場合は制度の活用を勧めるようにする。
(3)基盤整備事業への取組方針
・地域としては基盤整備事業を実施し、耕作条件を改善することで現在の担い手等に集積したいと考えているが、現状は相続登記等の問題により、足踏みしている状況である。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・市農業振興課、農業委員会、JA、土地改良区等の関係機関と連携し、多様な経営体の確保、育成に努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・必要に応じて活用を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】

--